

平成30年第4回千葉市議会定例会議案

議案第121号乃至第132号

平成30年11月



平成30年第4回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
121	平成30年度千葉市一般会計補正予算(第4号)	別冊
122	平成30年度千葉市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
123	千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について	1
124	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について	28
125	千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程の廃止について	30
126	千葉市都市公園条例の一部改正について	31
127	千葉市道路占用料条例の一部改正について	36
128	千葉市法定外水路条例の一部改正について	43
129	千葉市河川管理条例の一部改正について	47
130	当せん金付証票の発売額について	51
131	指定管理者の指定について(千葉市長沼原勤労市民プラザほか1施設)	52
132	指定管理者の指定について(千葉市ふるさと農園)	53

議案第123号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「217,200円」を「217,500円」に改める。

第19条の2第1項本文中「4,800円」を「5,000円」に、「7,200円」を「7,500円」に改め、同項ただし書中「7,200円」を「7,500円」に、「10,800円」を「11,250円」に改める。

第20条第3項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,900	164,800	213,000	248,800	280,000	320,400	373,200	444,300
	2	138,400	166,500	214,700	250,200	282,000	323,000	376,600	447,300
	3	138,900	168,300	216,400	251,700	284,400	325,500	379,900	450,500
	4	139,400	170,100	218,100	253,400	286,500	328,000	383,400	453,700
	5	139,900	171,800	219,800	254,900	288,700	330,200	386,700	456,300
	6	140,700	173,600	221,600	256,700	291,200	332,600	390,000	459,300
	7	141,500	175,400	223,300	258,400	293,500	335,100	393,300	462,300
	8	142,300	177,100	225,000	260,100	296,000	337,700	396,700	465,300
	9	142,900	178,900	226,500	261,800	298,300	339,800	399,700	468,200
	10	143,600	180,800	228,300	263,900	300,800	342,400	403,000	471,000
	11	144,400	182,800	230,000	266,000	303,200	344,900	406,200	473,600
	12	145,200	184,800	231,800	268,200	305,700	347,500	409,500	476,300
	13	145,700	186,400	233,300	270,000	307,800	349,800	412,600	478,900
	14	147,000	188,000	234,800	272,000	310,300	352,200	415,800	481,000
	15	148,300	189,700	236,400	274,100	312,700	354,900	419,000	482,900
	16	149,500	191,200	238,200	276,100	315,100	357,400	421,900	484,800
	17	150,800	192,700	239,800	278,000	317,400	359,600	425,000	486,800
	18	152,300	194,200	241,400	280,300	319,700	361,900	428,100	488,300
	19	153,800	195,700	242,800	282,400	322,100	364,500	431,200	489,600
	20	155,200	197,200	244,300	284,600	324,300	366,900	434,400	490,900
	21	156,400	198,500	245,700	286,600	326,500	369,300	437,400	492,300
	22	157,900	200,000	247,300	289,000	328,700	371,700	440,200	493,200
	23	159,400	201,500	249,100	291,200	331,000	374,200	443,000	494,100
	24	160,800	202,800	251,000	293,400	333,200	376,700	445,800	494,900
	25	162,100	204,100	252,300	295,600	335,300	378,900	448,400	495,800
	26	164,600	205,700	254,100	298,000	337,900	381,200	451,200	496,800
	27	167,000	207,300	255,800	300,300	340,500	383,500	453,900	497,700
	28	169,500	208,800	257,500	302,700	343,100	385,700	456,600	498,600
	29	171,600	210,100	258,900	304,700	345,100	387,800	459,300	499,400
	30	173,400	211,600	260,600	307,200	347,700	389,900	462,000	500,400
	31	175,200	213,000	262,400	309,400	350,300	392,100	464,500	501,500
	32	176,900	214,500	264,300	311,900	352,800	394,100	467,000	502,600
	33	178,600	215,800	265,800	313,600	355,200	396,100	469,600	503,600
	34	180,400	217,300	267,800	316,100	357,500	398,000	471,600	504,500
	35	182,300	218,700	269,600	318,300	360,000	399,900	473,500	505,500
	36	184,200	220,100	271,400	320,800	362,600	401,900	475,500	506,400
	37	185,700	221,400	272,900	322,900	365,000	403,600	477,400	507,300
	38	187,100	223,000	274,700	325,300	366,900	404,900	479,200	507,800
	39	188,400	224,700	276,400	327,500	369,000	406,400	481,000	508,400
	40	189,800	226,400	278,200	329,900	370,900	407,800	482,700	509,000
	41	191,000	228,100	279,800	331,800	372,500	409,100	484,300	509,500
	42	192,300	229,600	281,900	333,900	374,300	410,400	485,400	510,100
	43	193,600	231,000	283,900	335,900	376,200	411,700	486,500	510,700
	44	194,900	232,400	285,800	337,800	377,900	412,800	487,500	511,300

	45	196,000	233,800	287,600	339,900	379,400	414,000	488,400	511,700
	46	197,300	235,400	289,700	342,000	381,000	415,000	489,500	512,200
	47	198,500	237,200	291,700	344,100	382,800	416,100	490,400	512,800
	48	199,700	238,900	293,700	346,100	384,600	417,100	491,400	513,400
	49	200,900	240,500	295,400	347,900	386,000	418,000	492,400	513,900
	50	202,000	242,100	297,500	349,900	387,500	418,900	493,400	514,500
	51	203,200	243,600	299,600	351,700	388,900	419,700	494,200	515,100
	52	204,400	245,200	301,700	353,500	390,500	420,500	495,100	515,700
	53	205,400	246,500	303,500	355,000	391,800	421,200	496,100	516,100
	54	206,500	248,200	305,500	356,900	392,900	422,100	496,700	516,600
	55	207,600	249,800	307,500	358,900	394,000	423,000	497,200	517,200
	56	208,700	251,400	309,400	360,800	395,100	423,700	497,700	517,800
	57	209,700	253,000	311,200	362,500	396,100	424,500	498,200	518,300
	58	210,900	254,600	313,000	364,300	397,200	425,400	498,800	518,900
	59	212,100	256,200	315,000	366,100	398,200	426,200	499,300	519,500
	60	213,200	257,800	317,000	368,000	399,100	427,000	499,800	520,100
	61	214,300	259,100	319,000	369,400	400,100	427,800	500,300	520,500
	62	215,000	260,600	321,000	371,000	400,900	428,600		
	63	215,900	262,400	322,900	372,600	401,700	429,500		
	64	216,900	264,100	325,000	374,200	402,500	430,200		
再任 用職 員以 外の 職員	65	217,900	265,500	326,700	375,800	403,200	431,000		
	66	218,900	267,200	328,500	377,200	403,800	431,900		
	67	219,900	268,900	330,500	378,700	404,500	432,700		
	68	221,000	270,600	332,200	380,200	405,200	433,500		
	69	222,000	271,700	334,100	381,400	405,900	434,200		
	70	223,200	273,400	336,100	382,700	406,600	435,100		
	71	224,400	274,900	337,900	383,900	407,300	435,900		
	72	225,800	276,500	340,000	385,000	407,800	436,700		
	73	227,100	277,800	341,600	386,000	408,400	437,400		
	74	228,100	279,300	343,300	387,000	409,000	438,000		
	75	229,300	280,700	345,100	388,000	409,600	438,500		
	76	230,400	282,300	346,800	389,100	410,100	439,100		
	77	231,500	283,900	348,200	389,900	410,600	439,600		
	78	232,500	285,300	349,500	390,800	411,100	440,200		
	79	233,600	286,800	350,900	391,500	411,600	440,800		
	80	234,800	288,400	352,200	392,300	412,100	441,300		
	81	235,900	289,700	353,500	393,000	412,500	441,700		
	82		291,200	354,600	393,700	413,200	442,200		
	83		292,600	355,900	394,400	414,000	442,700		
	84		294,100	357,200	395,100	414,700	443,100		
	85		295,500	358,400	395,700	415,400	443,600		
	86			359,500	396,400	415,700	444,100		
	87			360,600	397,000	416,000	444,600		
	88			361,700	397,600	416,300	445,100		
	89			362,800	398,200	416,500	445,600		
	90			363,600	399,100	416,700	446,100		
	91			364,400	399,300	416,900	446,600		
	92			365,100	399,800	417,100	447,100		

93			365,900	400,300	417,300	447,500		
94			366,600	400,800				
95			367,300	401,300				
96			368,000	401,800				
97			368,700	402,200				
98			369,300	402,700				
99			370,000	403,200				
100			370,700	403,700				
101			371,400	404,000				
102			371,800	404,300				
103			372,300	404,600				
104			372,700	404,900				
105			373,100	405,100				
106			373,600	405,400				
107			374,100	405,600				
108			374,600	405,800				
109			374,900	406,000				
110			375,400					
111			375,900					
112			376,400					
113			376,800					
114			377,300					
115			377,700					
116			378,200					
117			378,600					
118			379,100					
119			379,500					
120			379,900					
121			380,200					
122			380,400					
123			380,600					
124			380,700					
125			380,900					
126			381,100					
127			381,300					
128			381,500					
129			381,700					
再任 用職 員	178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2

教育職給料表

職 の 分	員 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		1	159,800	173,900	262,400	291,300	406,700
		2	161,300	176,000	264,900	293,900	408,200
		3	162,800	178,100	267,200	296,800	409,700
		4	164,300	180,300	269,500	299,300	411,200
		5	166,000	182,300	272,000	301,800	412,600
		6	168,000	184,500	274,400	304,200	414,000
		7	169,800	186,700	276,600	306,500	415,500
		8	171,600	188,900	278,800	308,900	417,100
		9	173,400	191,200	281,000	311,300	418,500
		10	175,600	194,000	283,300	313,900	419,900
		11	177,600	196,700	285,700	316,600	421,300
		12	179,600	199,400	287,900	319,500	422,600
		13	181,700	202,300	290,300	321,900	423,900
		14	183,900	204,000	292,400	323,900	425,300
		15	186,100	205,600	294,300	325,900	426,700
		16	188,300	207,300	296,300	328,200	428,100
		17	190,600	209,100	298,400	330,200	429,300
		18	193,300	210,700	300,900	332,400	430,600
		19	195,800	212,400	303,400	334,700	431,800
		20	198,300	214,000	306,100	336,800	433,100
		21	200,800	215,800	308,300	339,000	434,200
		22	202,500	217,700	310,900	341,200	435,400
		23	204,100	219,600	313,200	343,500	436,700
		24	205,800	221,500	315,900	345,800	438,000
		25	207,300	223,200	318,500	347,500	439,300
		26	208,800	225,200	320,800	349,300	440,500
		27	210,400	227,200	323,200	351,200	441,500
		28	211,900	229,200	325,400	353,100	442,600
		29	213,600	231,100	327,600	354,900	443,800
		30	215,300	233,800	329,600	356,700	444,600
		31	217,000	236,500	331,800	358,400	445,400
		32	218,700	239,200	334,000	360,300	446,300
		33	220,200	241,800	335,800	361,600	447,200
		34	221,900	244,600	337,900	363,300	447,700
		35	223,600	247,200	340,000	364,800	448,200
		36	225,300	249,900	342,000	366,600	448,700
		37	226,900	252,400	344,000	368,500	449,200
		38	228,600	254,900	345,900	370,000	449,700
		39	230,300	257,400	347,900	371,300	450,200
		40	232,000	259,700	349,800	372,900	450,700
		41	233,700	262,300	351,300	374,000	451,200
		42	235,500	264,700	353,100	375,400	451,700
		43	237,300	266,900	354,700	376,800	452,200
		44	239,000	269,100	356,400	378,300	452,700

	45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200
	46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700
	47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200
	48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700
	49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200
	50	248,300	281,700	365,500	387,300	
	51	249,800	283,600	367,100	388,800	
	52	251,300	285,600	368,700	390,200	
	53	252,200	287,300	370,100	391,400	
	54	253,700	289,700	371,600	392,700	
	55	255,100	292,000	373,100	393,800	
	56	256,600	294,500	374,600	394,900	
	57	257,600	296,500	376,100	396,300	
	58	259,000	299,000	377,500	397,500	
	59	260,300	301,300	378,900	398,700	
	60	261,600	304,000	380,200	400,000	
	61	262,900	306,400	381,100	401,200	
	62	263,900	308,800	382,300	402,200	
	63	265,200	311,300	383,500	403,600	
	64	266,300	313,600	384,600	404,900	
	65	267,400	315,800	385,500	406,100	
	66	268,900	318,000	386,700	407,200	
	67	270,300	320,100	387,700	408,400	
	68	271,700	322,300	388,800	409,500	
	69	273,400	324,200	390,000	410,500	
	70	274,900	326,300	391,000	411,700	
	71	276,400	328,400	392,100	412,900	
	72	277,800	330,400	393,300	414,100	
	73	278,800	332,500	394,300	414,700	
	74	280,100	334,600	395,400	415,500	
	75	281,400	336,800	396,500	416,200	
	76	282,600	339,000	397,600	416,700	
	77	283,800	340,700	398,500	417,000	
	78	285,000	342,600	399,400	417,400	
	79	286,200	344,300	400,400	417,800	
	80	287,400	346,100	401,400	418,200	
再任用職員以外の職員	81	288,600	347,900	402,200	418,500	
	82	289,600	349,700	403,000	418,900	
	83	290,800	351,100	403,700	419,300	
	84	292,000	352,900	404,500	419,600	
	85	292,900	354,100	405,200	419,900	
	86	293,900	355,700	406,000	420,300	
	87	294,600	357,200	406,700	420,700	
	88	295,600	358,700	407,400	421,000	
	89	296,600	360,000	408,000	421,300	
	90	297,500	361,300	408,700	421,600	
	91	298,400	362,700	409,200	421,900	
	92	299,200	364,100	409,900	422,100	

93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,800	391,700		
122	312,000	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,800	394,500		
126	313,000	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		
140	316,600	401,000		

141	316,800	401,300			
142	317,000	401,600			
143	317,300	401,900			
144	317,600	402,200			
145	317,800	402,400			
146	318,000	402,700			
147	318,300	403,000			
148	318,600	403,200			
149	318,800	403,400			
150	319,000	403,700			
151	319,300	404,000			
152	319,600	404,200			
153	319,800	404,400			
154	320,000	404,700			
155	320,300	405,000			
156	320,600	405,200			
157	320,800	405,400			
158	321,000	405,700			
159	321,300	406,000			
160	321,600	406,200			
161	321,800	406,400			
再任用職員	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第3

ア 医療職給料表（1）

職 の 分	員 区	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
		1	285,700	356,100	378,000	483,000
		2	288,700	360,200	382,000	485,400
		3	291,700	364,300	386,000	487,900
		4	294,700	368,400	390,000	490,400
		5	297,400	372,400	393,800	492,600
		6	300,400	376,600	397,700	495,000
		7	303,400	380,800	401,600	497,400
		8	306,400	385,000	405,500	499,800
		9	309,300	388,800	409,300	502,100
		10	312,600	392,600	413,200	504,600
		11	315,900	396,500	417,200	507,100
		12	319,200	400,300	421,100	509,600
		13	322,400	403,700	424,600	511,700
		14	325,900	406,900	428,400	514,100
		15	329,400	410,200	432,300	516,500
		16	332,900	413,400	436,100	518,900
		17	336,300	416,400	439,500	520,900
		18	339,600	419,500	442,200	522,900
		19	342,900	422,700	445,000	524,800
		20	346,200	425,800	447,700	526,800
		21	349,300	429,000	450,300	528,700
		22	352,600	431,700	452,900	530,700
		23	355,900	434,500	455,600	532,600
		24	359,200	437,300	458,300	534,600
		25	362,200	439,600	460,700	536,300
		26	365,300	441,200	463,300	538,000
		27	368,500	442,900	466,000	539,700
		28	371,600	444,600	468,700	541,400
		29	374,600	446,300	471,000	542,800
		30	377,800	448,200	473,400	544,600
		31	381,100	450,200	475,900	546,400
		32	384,300	452,200	478,400	548,200
		33	387,100	453,800	480,600	549,600
		34	390,100	455,800	483,000	551,300
		35	393,200	457,800	485,400	553,000
		36	396,200	459,800	487,800	554,700
		37	399,200	461,500	490,100	556,000
		38	402,200	463,500	492,300	557,400
		39	405,300	465,500	494,500	558,800
		40	408,400	467,500	496,700	560,200
		41	411,000	469,100	498,700	561,300
		42	413,800	471,000	500,800	562,500
		43	416,700	472,900	502,900	563,700
		44	419,600	474,800	505,000	564,900

	45	422,400	476,500	506,900	565,800
	46	424,200	478,100	508,900	567,100
	47	426,100	479,700	510,800	568,400
	48	428,000	481,300	512,800	569,700
	49	429,600	482,600	514,700	570,600
	50	431,600	483,800	516,700	571,800
	51	433,600	484,900	518,600	573,000
	52	435,600	486,100	520,600	574,200
再任 用職 員以 外の 職員	53	437,200	487,200	522,300	575,100
	54	439,200	488,200	524,200	576,200
	55	441,200	489,200	526,100	577,300
	56	443,200	490,200	528,000	578,400
	57	444,700	490,900	529,800	579,100
	58	446,600	491,900	531,600	579,700
	59	448,500	492,900	533,400	580,300
	60	450,400	493,900	535,200	580,900
	61	452,100	494,600	536,600	581,400
	62	453,900	495,500	538,300	581,900
	63	455,700	496,400	540,000	582,400
	64	457,500	497,300	541,700	582,900
	65	459,000	498,100	543,100	583,200
	66	460,300	499,000	544,200	583,700
	67	461,600	499,900	545,300	584,200
	68	462,900	500,800	546,400	584,700
	69	464,100	501,600	547,400	584,900
	70	465,200	502,500	548,600	585,300
	71	466,300	503,400	549,800	585,700
	72	467,400	504,300	551,000	586,100
	73	468,300	505,100	551,900	586,400
	74	469,200	506,000	553,200	586,700
	75	470,100	506,900	554,500	587,000
	76	471,000	507,800	555,800	587,300
	77	471,800	508,600	556,700	587,600
	78	472,300	509,500	557,700	588,000
	79	472,800	510,400	558,700	588,400
	80	473,300	511,300	559,700	588,800
	81	473,500	512,000	560,500	589,100
	82		512,900	561,400	589,400
	83		513,800	562,300	589,700
	84		514,700	563,200	590,000
	85		515,400	564,100	590,300
	86		516,300	564,600	
	87		517,200	565,100	
	88		518,100	565,600	
	89		518,800	565,800	
	90			566,300	
	91			566,800	
	92			567,300	

	93			567,600	
	94			568,100	
	95			568,600	
	96			569,100	
	97			569,400	
	98			569,900	
	99			570,400	
	100			570,900	
	101			571,200	
	102			571,700	
	103			572,200	
	104			572,700	
	105			572,900	
再任用職員		295,100	341,600	380,700	440,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職 の 分	員 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1		142,800	173,700	224,100	262,000	325,400	366,800
	2		144,100	175,300	225,700	264,200	327,800	369,500
	3		145,500	176,800	227,300	266,100	330,500	372,300
	4		146,900	178,400	228,800	268,100	333,100	375,100
	5		148,000	179,900	230,400	270,000	335,700	377,500
	6		149,600	181,500	232,000	272,000	338,300	379,900
	7		151,300	183,100	233,600	274,100	340,900	382,400
	8		153,000	184,700	235,200	276,000	343,600	384,800
	9		154,600	186,200	236,500	277,900	345,900	387,000
	10		156,300	187,800	238,200	280,100	348,800	389,200
	11		158,000	189,400	239,800	282,200	351,500	391,600
	12		159,700	190,900	241,400	284,500	354,300	393,800
	13		161,100	192,300	242,900	286,500	356,700	395,900
	14		163,100	194,100	244,600	288,800	359,300	398,200
	15		165,100	195,900	246,500	291,100	361,600	400,700
	16		167,000	197,600	248,200	293,200	364,200	403,000
	17		168,800	199,200	250,000	295,000	366,600	405,100
	18		171,300	201,000	251,700	297,700	369,300	407,200
	19		173,900	202,800	253,600	300,500	371,900	409,100
	20		176,500	204,600	255,300	303,200	374,600	411,200
	21		178,700	206,200	256,900	305,600	377,000	412,900
	22		180,400	207,800	259,100	308,300	379,400	414,500
	23		182,100	209,100	261,300	311,100	382,100	416,200
	24		183,800	210,400	263,600	313,700	384,600	417,800
	25		185,300	211,900	265,300	316,400	386,800	419,300
	26		187,000	213,400	267,300	318,900	389,100	420,500
	27		188,700	214,900	269,500	321,700	391,600	421,700
	28		190,400	216,400	271,300	324,200	393,900	423,000
	29		191,600	217,900	273,400	326,700	396,100	424,100
	30		193,300	219,400	275,400	329,200	398,100	425,100
	31		195,000	220,900	277,500	331,800	400,100	426,100
	32		196,600	222,400	279,600	334,400	402,200	427,100
	33		198,300	223,800	281,300	336,600	403,700	428,100
	34		199,600	225,100	283,700	339,300	405,400	429,100
	35		200,900	226,200	285,900	341,800	407,100	430,000
	36		202,300	227,400	288,200	344,400	408,700	430,900
	37		203,500	228,500	290,300	346,700	410,100	431,900
	38		204,800	229,700	292,400	349,500	411,400	432,700
	39		206,000	230,800	294,500	352,000	412,600	433,500
	40		207,300	232,100	296,800	354,800	413,900	434,300
	41		208,600	233,200	298,600	357,300	415,000	435,000
	42		209,900	234,500	300,900	359,900	416,000	435,700
	43		211,100	235,800	303,000	362,400	417,000	436,400
	44		212,200	237,000	305,200	365,100	417,900	437,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	213,400	238,200	307,300	367,600	418,800	437,800
	46	214,800	239,500	309,500	370,100	419,800	438,500
	47	216,100	241,200	311,800	372,700	420,900	439,200
	48	217,400	242,600	313,900	375,300	421,900	439,900
	49	218,500	243,900	315,900	377,300	422,900	440,600
	50	220,000	245,400	318,000	379,600	423,700	441,000
	51	221,300	247,000	320,200	382,100	424,500	441,400
	52	222,800	248,500	322,400	384,400	425,200	441,700
	53	224,000	249,900	324,300	386,700	425,900	442,000
	54	225,100	251,400	326,400	388,600	426,600	442,400
	55	226,300	253,000	328,400	390,700	427,300	442,700
	56	227,500	254,500	330,500	392,800	428,000	443,000
	57	228,600	255,800	332,100	394,500	428,700	443,300
	58	229,600	257,200	333,900	395,900	429,400	443,500
	59	230,900	258,900	335,400	397,400	430,000	443,700
	60	232,100	260,200	337,100	398,800	430,600	443,900
	61	233,300	261,700	338,700	400,200	431,300	444,100
	62	234,600	263,200	340,200	401,400	431,800	444,200
	63	236,100	264,700	341,600	402,600	432,200	444,300
	64	237,500	266,100	343,100	403,700	432,600	444,500
	65	238,400	267,500	344,300	404,800	432,900	444,600
	66	239,900	268,800	345,600	405,900	433,300	
	67	241,400	269,900	346,900	406,900	433,700	
	68	242,800	271,000	348,300	407,900	434,000	
	69	244,000	272,100	349,300	408,900	434,300	
	70	245,300	273,300	350,300	409,900	434,500	
	71	246,500	274,400	351,200	411,000	434,700	
	72	247,800	275,500	352,100	412,100	434,900	
	73	248,700	276,300	353,000	413,000	435,100	
	74	249,700	277,300	354,000	413,800		
	75	251,000	278,400	355,000	414,500		
	76	252,100	279,400	355,800	415,300		
77	253,300	280,200	356,700	416,100			
78	254,300	281,100	357,400	416,800			
79	255,500	282,100	358,100	417,500			
80	256,600	283,000	358,800	418,200			
81	257,600	283,600	359,300	418,900			
82	258,800	284,200	360,000	419,600			
83	259,900	284,900	360,500	420,200			
84	261,100	285,600	361,000	420,900			
85	262,000	286,200	361,600	421,500			
86	263,100	286,700	362,400	422,100			
87	264,100	287,300	363,100	422,700			
88	265,000	287,900	363,800	423,300			
89	265,800	288,100	364,400	423,900			
90	266,900	288,600	364,800	424,300			
91	268,000	289,200	365,100	424,700			
92	269,100	289,700	365,400	425,000			

	93	269,800	290,000	365,600	425,300		
	94	270,400	290,600	365,900			
	95	271,200	291,200	366,100			
	96	272,000	291,600	366,200			
	97	272,500	291,900	366,400			
	98	273,100		366,600			
	99	273,700		366,800			
	100	274,300		367,000			
	101	274,600		367,200			
再任用職員		178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職 の 分	員 区	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
		1	172,400	210,300	242,900	276,200	307,600	340,800
		2	173,900	211,700	244,500	278,000	309,800	343,200
		3	175,400	213,200	246,100	279,800	312,100	345,600
		4	176,800	214,700	247,500	281,600	314,100	348,200
		5	178,300	215,900	248,900	282,900	316,000	350,200
		6	180,500	217,100	250,700	284,900	318,000	352,700
		7	182,700	218,500	252,300	286,500	320,100	355,300
		8	184,900	219,900	253,900	288,400	322,200	357,900
		9	186,800	220,800	255,500	289,600	324,200	360,400
		10	189,100	222,300	257,300	291,500	326,200	362,900
		11	191,300	223,800	259,000	293,100	328,100	365,500
		12	193,600	225,400	260,800	294,800	330,100	368,000
		13	195,800	226,700	262,400	296,300	331,800	370,300
		14	198,000	227,800	264,000	297,800	333,900	372,700
		15	200,300	228,900	265,600	299,400	335,700	375,100
		16	202,600	230,200	267,000	301,000	337,700	377,400
		17	204,900	231,400	268,400	302,400	339,600	379,700
		18	206,700	232,600	270,000	303,800	341,700	382,200
		19	208,500	233,800	271,300	305,400	343,800	384,500
		20	210,300	235,000	272,800	306,900	345,800	386,800
		21	211,700	235,900	274,000	308,200	347,800	388,700
		22	213,100	237,100	275,600	309,700	350,000	391,100
		23	214,600	238,200	277,100	311,300	351,900	393,300
		24	216,100	239,400	278,600	312,800	354,100	395,600
		25	217,300	240,500	280,000	313,900	356,000	397,700
		26	218,800	242,000	281,500	316,400	358,200	399,800
		27	220,300	243,500	283,300	318,700	360,400	402,100
		28	221,800	244,800	284,800	321,300	362,500	403,900
		29	223,200	246,000	286,200	323,400	364,500	406,000
		30	224,600	247,400	287,600	325,500	366,400	407,900
		31	225,900	248,600	289,200	327,400	368,500	409,800
		32	227,300	250,000	290,700	329,400	370,400	411,800
		33	228,600	251,200	292,200	331,200	372,300	413,300
		34	230,000	252,800	293,700	333,200	374,200	414,900
		35	231,400	254,500	295,300	335,000	376,000	416,600
		36	232,800	256,000	296,900	337,000	377,600	418,200
		37	234,300	257,200	298,400	338,900	379,300	419,700
		38	235,600	258,800	299,900	340,800	381,300	421,100
		39	236,900	260,200	301,600	342,700	383,200	422,400
		40	238,100	261,800	303,100	344,600	385,100	423,800
		41	239,200	263,100	304,500	346,200	386,600	425,200
		42	239,900	264,700	306,000	348,200	388,400	426,400
		43	240,500	266,300	307,600	350,200	390,200	427,600
		44	241,100	268,100	308,900	351,900	392,100	428,800

再任 用職 員以 外の 職員	45	241,800	269,600	310,300	353,700	393,400	430,000
	46	242,500	271,000	311,600	355,600	395,100	431,000
	47	243,100	272,700	312,900	357,600	396,700	432,100
	48	243,800	274,200	314,000	359,700	398,200	433,100
	49	244,400	275,500	315,300	361,200	399,600	434,200
	50	244,900	277,200	316,700	363,300	401,000	434,900
	51	245,300	278,800	317,900	365,300	402,400	435,500
	52	245,800	280,400	319,200	367,300	403,700	436,000
	53	246,100	281,600	320,600	369,000	405,000	436,600
	54	246,400	283,200	321,900	370,900	406,500	437,200
	55	246,800	284,700	323,100	372,900	408,000	437,700
	56	247,200	286,200	324,300	374,900	409,400	438,200
	57	247,600	287,600	325,400	376,600	410,700	438,600
	58	248,000	289,100	326,600	378,200	412,000	438,800
	59	248,400	290,500	327,900	379,900	413,100	439,000
	60	248,800	292,000	329,200	381,700	414,300	439,200
	61	249,200	293,200	330,600	383,200	415,500	439,400
	62	249,700	294,600	331,700	384,800	416,400	
	63	250,300	296,000	333,000	386,300	417,200	
	64	250,900	297,400	334,200	387,800	418,000	
	65	251,300	298,300	334,900	389,300	418,800	
	66	251,800	299,800	336,100	390,900	419,400	
	67	252,500	301,200	337,400	392,400	419,900	
	68	253,300	302,600	338,700	393,900	420,500	
	69	253,800	303,700	339,800	395,200	421,000	
	70	254,500	305,100	340,900	396,300	421,200	
	71	255,200	306,500	342,100	397,200	421,500	
	72	256,000	307,700	343,200	398,100	421,800	
	73	256,500	308,800	344,300	398,900	422,000	
	74	257,200	309,800	345,300	399,800	422,300	
	75	257,800	310,800	346,300	400,600	422,600	
	76	258,500	311,800	347,400	401,400	422,800	
77	259,000	312,400	348,300	402,200	423,000		
78	259,600	313,000	349,300	403,400			
79	260,300	313,700	350,200	404,300			
80	261,000	314,500	351,200	405,400			
81	261,600	315,300	352,100	406,500			
82	262,300	316,000	353,000	407,100			
83	262,900	316,700	353,900	407,600			
84	263,600	317,200	354,700	408,100			
85	263,900	317,600	355,500	408,600			
86	264,600	318,200	356,300	409,100			
87	265,100	318,700	357,200	409,600			
88	265,700	319,300	358,100	410,100			
89	266,300	319,700	359,000	410,600			
90	266,900	320,300	359,900	411,000			
91	267,400	320,900	360,700	411,400			
92	268,000	321,500	361,500	411,700			

93	268,500	322,000	362,300	412,000		
94	268,900	322,600	363,300			
95	269,200	323,200	364,300			
96	269,600	323,700	365,300			
97	269,700	324,100	366,200			
98		324,600	366,900			
99		325,100	367,700			
100		325,600	368,500			
101		325,800	369,200			
102		326,100	369,900			
103		326,300	370,600			
104		326,600	371,300			
105		326,800	371,800			
106		327,100	372,400			
107		327,400	373,000			
108		327,700	373,500			
109		327,900	374,000			
110		328,200	374,600			
111		328,500	375,100			
112		328,800	375,600			
113		329,100	376,100			
114			376,600			
115			377,000			
116			377,500			
117			377,900			
118			378,400			
119			378,900			
120			379,400			
121			379,900			
再任用職員	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	362,000
2	407,000
3	455,000
4	517,000
5	591,000
6	691,000
7	807,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第10条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「、同項第2号」を「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」に改める。

第11条第1項中「者に扶養親族」の次に「（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」を加え、同項第1号中「場合」の次に「（行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中

「至った場合」の次に「及び行政職給料表 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同条第 2 項中「者に扶養親族」の次に「（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行政職給料表 8 級職員等から行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった日」を加え、「で前項」を「（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項」に改め、「死亡した日」の次に「、行政職給料表 8 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同項第 2 号中「の扶養親族」の次に「（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同項中第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職給料表 8 級職員等が行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職給料表 7 級職員等が行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表 8 級職員等以外のものが行政職給料表 8 級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級

職員等以外のものが行政職給料表7級職員等となった場合

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の137.5」を「100分の110」に、「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の62.5」に、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の212.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年千葉県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)別表第1行政職給料表の8級に相当する職員に対しては、支給しない。

第17条中「(昭和26年千葉県条例第36号)」を削る。

(千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年千葉県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)別表第1行政職給料表の8級に相当する職員に対しては、支給しない。

第23条中「(昭和26年千葉県条例第36号)」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中千葉県職員の給与に関する条例第19条の2第1項の改正規定は平成31年1月1日から、第2条及び第4条から第6条まで並びに附則第7項の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県職員の給与に関する条例(以下の項及び附則第6項において「第1条改正後給与条例」という。)第9条及び別表第1から別表第4までの規定は平成30年4月1日から、第1条改正後給与条例第20条及び第20条の4の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁

償に関する条例（附則第6項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定は同年12月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 3 この条例の施行の日（以下この項及び附則第5項において「施行日」という。）の前日において千葉市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員のうちその者が属していた職務の級が8級であるものの施行日における号給（附則第5項及び附則別表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行日前の異動者等の号給の調整）

- 4 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員（附則第3項の適用を受ける職員に限る。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 第1条改正後給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千葉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例（以下この項に

において「第2条改正後給与条例」という。)第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号、第5条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第1項ただし書並びに第6条の規定による改正後の千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が7級」とあるのは「が7级以上」と、「行政職給料表7級職員等」とあるのは「行政職給料表7级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項第2号中「場合及び行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職給料表8級職員等以外の職員から行政職給料表8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員

が行政職給料表 8 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行政職給料表 7 級職員等が行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級職員等」とあるのは「行政職給料表 7 級以上職員等が行政職給料表 7 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級職員等」とあるのは「行政職給料表 7 級以上職員等」と、「が行政職給料表 7 級職員等」とあるのは「が行政職給料表 7 級以上職員等」とする。

（委任）

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表
号給の切替表

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39

48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53



議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第124号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第31条中「所有者」の次に「及び事業所のうち事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所として規則で定める事業所（第36条において「事業系一般廃棄物多量排出事業所」という。）の事業者（事業用大規模建築物内において事業を営む者を除く。以下「事業系一般廃棄物多量排出事業者」という。）」を、「当該建築物」の次に「又は当該事業所」を加える。

第32条中「所有者」の次に「及び事業系一般廃棄物多量排出事業者」を加える。

第34条中「、事業用大規模建築物の所有者」の次に「若しくは事業系一般廃棄物多量排出事業者」を、「当該事業用大規模建築物の所有者」の次に「若しくは当該事業系一般廃棄物多量排出事業者」を加え、「保管場所の設置その他」を削る。

第35条第1項中「事業用大規模建築物の所有者」の次に「若しくは当該事業系一般廃棄物多量排出事業者」を加える。

第36条中「事業用大規模建築物の所有者」の次に「若しくは事業系一般廃棄物多量排出事業者」を加え、「又は当該事業用大規模建築物」を「、当該事業用大規模建築物又は当該事業系一般廃棄物多量排出事業所」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、廃棄物管理責任者を選任するとともに、廃棄物の減量に関する計画を作成しなければならないこととするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第125号

千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程の廃止について  
千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例  
千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程（昭和34年千葉市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

千葉都市計画南部土地区画整理事業の終了に伴い、施行規程を廃止しようとするものであります。

議案第 1 2 6 号

千葉県都市公園条例の一部改正について

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 3 4 年千葉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「第 2 多目的グラウンド（南）」の次に「及び円形野球場」を加える。

別表第 2 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	蘇我球技場	千葉市蘇我球技場条例に定めるところによる。	千葉市蘇我球技場条例に定めるところによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前 9 時から午後 9 時まで
	庭球場		
	第 1 多目的グラウンド		
	第 2 多目的グラウンド（北）		午前 9 時から午後 5 時まで
	第 2 多目的グラウンド（南）		
円形野球場			

別表第 3 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	多目的広場
	庭球場
	第 1 多目的グラウンド
	第 2 多目的グラウンド（北）

	第2多目的グラウンド（南）
	円形野球場

別表第6中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占用料	
電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類す るもの	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	
	第2種電柱		1,800円	
	第3種電柱		2,400円	
	第1種電話柱		1,000円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,300円	
	支柱、支線及び支 線柱		100円	
	架空線	共架電線 類	長さ1メートル につき1年	10円
		その他の もの	長さ1メートル につき1月	31円
	変圧塔、鉄塔その 他これらに類する もの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	2,100円
その他のもの		2,100円		
水道管、下水 道管、ガス 管、地下ケー ブルその他こ れらに類する もの	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	44円	
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満の もの		63円	
	外径が0.1メ ートル以上0.15 メートル未満の もの		94円	

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		440円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		630円
	外径が1メートル以上のもの		1,300円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		2,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年		880円
公衆電話所			2,100円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日		10円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際に掲出する広告物	表示面積1平方メートルにつき1日		2,625円
標識	1本につき1年		1,700円

工事中施設及び工事中材料置場	占有面積1平方メートルにつき 1月	570円
保育所その他の社会福祉施設		市長の評定した土地価格に1,000分の3を乗じて得た額
その他の物件又は施設		170円

別表第6備考第4項第1号中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表第9第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「千葉公園野球場」の次に「及び千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場利用料金

区分	金額（1時間につき）	
	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
一般	1,620円	3,240円
高校生	810円	
小学生・中学生	540円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第6の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉市都市公園条例（次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）附則第6項前段の規定による千葉市蘇我スポーツ公園の円形野球場の指定管理者の指定の手続は、こ

の条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 改正後の条例別表第6の規定は、平成31年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

~~~~~

#### 議 案 説 明

蘇我スポーツ公園に円形野球場を設置するとともに、都市公園の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 1 2 7 号

千葉県道路占用料条例の一部改正について

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉県道路占用料条例（昭和 3 0 年千葉県条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

| 占 用 物 件                          |                     | 単 位                            | 占 用 料            |
|----------------------------------|---------------------|--------------------------------|------------------|
| 法第 3 2 条第<br>1 項第 1 号に<br>掲げる工作物 | 第 1 種電柱             | 1 本につき                         | 1, 2 0 0 円       |
|                                  | 第 2 種電柱             | 1 年                            | 1, 8 0 0 円       |
|                                  | 第 3 種電柱             |                                | 2, 4 0 0 円       |
|                                  | 第 1 種電話柱            |                                | 1, 0 0 0 円       |
|                                  | 第 2 種電話柱            |                                | 1, 7 0 0 円       |
|                                  | 第 3 種電話柱            |                                | 2, 3 0 0 円       |
|                                  | その他の柱類              |                                | 1 0 0 円          |
|                                  | 共架電線その他上空<br>に設ける線類 |                                | 長さ 1 メー<br>トルにつき |
|                                  | 地下に設ける電線そ<br>の他の線類  | 1 年                            | 6 円              |
|                                  | 路上に設ける変圧器           | 1 個につき<br>1 年                  | 1, 0 0 0 円       |
|                                  | 地下に設ける変圧器           | 占用面積 1<br>平方メート<br>ルにつき 1<br>年 | 6 3 0 円          |
|                                  | 変圧塔その他これに           | 1 個につき                         | 2, 1 0 0 円       |

|                   |                           |                  |                  |        |
|-------------------|---------------------------|------------------|------------------|--------|
|                   | 類するもの及び公衆電話所              | 1年               |                  |        |
|                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |                  | 880円             |        |
|                   | 広告塔                       | 一時的に設けるもの        | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 570円   |
|                   |                           | その他のもの           | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 5,700円 |
|                   | その他のもの                    | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円           |        |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートルにつき1年     | 44円              |        |
|                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                  | 63円              |        |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                  | 94円              |        |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                  | 130円             |        |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                  | 190円             |        |

|                        |                          |                  |                |
|------------------------|--------------------------|------------------|----------------|
|                        | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの |                  | 250円           |
|                        | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |                  | 440円           |
|                        | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   |                  | 630円           |
|                        | 外径が1メートル以上のもの            |                  | 1,300円         |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 |                          | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円         |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設      | 地下街及び地下室                 | 階数が1のもの          | Aに0.005を乗じて得た額 |
|                        |                          | 階数が2のもの          | Aに0.008を乗じて得た額 |
|                        |                          | 階数が3以上のもの        | Aに0.01を乗じて得た額  |
|                        | 上空に設ける通路                 |                  | 2,800円         |
| 地下に設ける通路               |                          | 1,700円           |                |
| その他のもの                 |                          | 2,100円           |                |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設      | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 57円            |
|                        | その他のもの                   | 占用面積1平方メートルにつき1  | 570円           |



|                                                                        |                                                      |                                              |                              |        |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------|--------|
|                                                                        |                                                      |                                              | 月                            |        |
| 道路法施行令<br>(昭和27年<br>政令第479<br>号。以下<br>「令」とい<br>う。)第7条<br>第1号に掲げ<br>る物件 | 看板(ア<br>ーチであ<br>るものを<br>除く。)                         | 一時的に<br>設けるも<br>の                            | 表示面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>月 | 570円   |
|                                                                        |                                                      | その他の<br>もの                                   | 表示面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>年 | 5,700円 |
|                                                                        | 標識                                                   |                                              | 1本につき<br>1年                  | 1,700円 |
|                                                                        | 旗ざお                                                  | 祭礼、縁<br>日その他<br>の催しに<br>際し、一<br>時的に設<br>けるもの | 1本につき<br>1日                  | 57円    |
|                                                                        |                                                      | その他の<br>もの                                   | 1本につき<br>1月                  | 570円   |
|                                                                        | 幕(令第<br>7条第4<br>号に掲げ<br>る工事用<br>施設であ<br>るものを<br>除く。) | 祭礼、縁<br>日その他<br>の催しに<br>際し、一<br>時的に設<br>けるもの | その面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>日 | 57円    |
|                                                                        |                                                      | その他の<br>もの                                   | その面積1<br>平方メー<br>トルにつき1<br>月 | 570円   |
|                                                                        | アーチ                                                  | 車道を横                                         | 1基につき                        | 5,700円 |

|                                  |                         |             |                  |                  |
|----------------------------------|-------------------------|-------------|------------------|------------------|
|                                  |                         | 断するもの       | 1月               |                  |
|                                  |                         | その他のもの      |                  | 2,800円           |
| 令第7条第2号に掲げる工作物                   |                         |             | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円           |
| 令第7条第3号に掲げる施設                    |                         |             |                  | Aに0.034を乗じて得た額   |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                         |             | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 570円             |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                         |             |                  | 210円             |
| 令第7条第8号に掲げる施設                    | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの |             | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.015を乗じて得た額   |
|                                  | 上空に設けるもの                |             |                  | Aに0.024を乗じて得た額   |
|                                  | 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの | 階数が1のもの     |                  | Aに0.005を乗じて得た額   |
|                                  |                         | 階数が2のもの     |                  | Aに0.008を乗じて得た額   |
|                                  |                         | 階数が3以上のもの   |                  | Aに0.01を乗じて得た額    |
|                                  | その他のもの                  | 一時的に設けるもの   |                  | 占有面積1平方メートルにつき1日 |
| その他のもの                           |                         | 占有面積1平方メートル | Aに0.034を乗じて得た額   |                  |

|                        |                            |           |                  |                      |
|------------------------|----------------------------|-----------|------------------|----------------------|
|                        |                            |           | ルにつき1年           |                      |
| 令第7条第9号に掲げる施設          | 建築物                        |           | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.015を乗じて得た額       |
|                        | その他のもの                     | 一時的に設けるもの | 占有面積1平方メートルにつき1日 | Aに0.01を乗じ、100で除して得た額 |
|                        |                            | その他のもの    | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.01を乗じて得た額        |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物                        |           | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を乗じて得た額       |
|                        | その他のもの                     |           |                  | Aに0.01を乗じて得た額        |
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物    | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの    |           |                  | Aに0.015を乗じて得た額       |
|                        | 上空に設けるもの                   |           |                  | Aに0.024を乗じて得た額       |
|                        | その他のもの                     |           |                  | Aに0.034を乗じて得た額       |
| 令第7条第12号に掲げる器具         |                            |           |                  | Aに0.034を乗じて得た額       |
| 令第7条第13号に掲げる施設         | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路 |           |                  | Aに0.015を乗じて得た額       |

|  |                       |                |
|--|-----------------------|----------------|
|  | (高架のものに限る。)の路面下に設けるもの |                |
|  | 上空に設けるもの              | Aに0.024を乗じて得た額 |
|  | その他のもの                | Aに0.034を乗じて得た額 |

別表備考第6項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉県道路占用料条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

~~~~~

議 案 説 明

道路の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第128号

千葉県法定外水路条例の一部改正について

千葉県法定外水路条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉県法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表工作物等を設置する場合の部を次のように改める。

工作物等を設置する場合	第1種電柱	1本につき	1,200円
	第2種電柱	1年	1,800円
	第3種電柱		2,400円
	第1種電話柱		1,000円
	第2種電話柱		1,700円
	第3種電話柱		2,300円
	その他の柱類		100円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	
水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	44円

その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル 以上0. 1メート ル未満の もの	63円
	外径が 0.1メ ートル以 上0. 15メー トル未満 のもの	94円
	外径が 0.15 メートル 以上0. 2メート ル未満の もの	130円
	外径が 0.2メ ートル以 上0.3 メートル 未満のも の	190円
	外径が 0.3メ	250円

	メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		440円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		630円
	外径が1メートル以上のもの		1,300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円

別表第1項の表工作物等を設置しない場合の部工事用材料置場の項中「560円」を「570円」に改め、同表備考第4項第1号中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨

てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市法定外水路条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に千葉市法定外水路条例第8条第1項第1号の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

~~~~~

#### 議 案 説 明

水路敷地の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第129号

千葉県河川管理条例の一部改正について

千葉県河川管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県河川管理条例の一部を改正する条例

千葉県河川管理条例（平成12年千葉県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表工作物を設置する場合の部を次のように改める。

|            |                      |                  |              |
|------------|----------------------|------------------|--------------|
| 工作物を設置する場合 | 第1種電柱                | 1本につき            | 1,200円       |
|            | 第2種電柱                | 1年               | 1,800円       |
|            | 第3種電柱                |                  | 2,400円       |
|            | 第1種電話柱               |                  | 1,000円       |
|            | 第2種電話柱               |                  | 1,700円       |
|            | 第3種電話柱               |                  | 2,300円       |
|            | その他の柱類               |                  | 100円         |
|            | 鉄塔                   | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円       |
|            | 共架電線その他上空に設ける線類      | 長さ1メートルにつき1年     | 10円          |
|            | 水道管、下水道管、ガスパ管、地下ケーブル | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 |

|              |                                                   |      |
|--------------|---------------------------------------------------|------|
| その他これらに類するもの | 外径が<br>0.07<br>メートル<br>以上0.<br>1メート<br>ル未満の<br>もの | 63円  |
|              | 外径が<br>0.1メ<br>ートル以<br>上0.<br>15メー<br>トル未満<br>のもの | 94円  |
|              | 外径が<br>0.15<br>メートル<br>以上0.<br>2メート<br>ル未満の<br>もの | 130円 |
|              | 外径が<br>0.2メ<br>ートル以<br>上0.3<br>メートル<br>未満のも<br>の  | 190円 |
|              | 外径が<br>0.3メ                                       | 250円 |

|  |                          |                  |        |
|--|--------------------------|------------------|--------|
|  | メートル以上0.4メートル未満のもの       |                  |        |
|  | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |                  | 440円   |
|  | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   |                  | 630円   |
|  | 外径が1メートル以上のもの            |                  | 1,300円 |
|  | その他のもの                   | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円 |

別表第2項の表工作物を設置しない場合の部工事用材料置場の項中「560円」を「570円」に改め、同表備考第4項第1号中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨

てて」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市河川管理条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条において準用する同法第24条の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

~~~~~

議 案 説 明

河川敷地内の土地の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第130号

当せん金付証券の発売額について

市は、平成31年度における当せん金付証券の発売額を、次のとおり定めるものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 発売額 100億円以内

~~~~~

議案説明

平成31年度における当せん金付証券の発売額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第131号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称             | 指定管理者                                                                        | 指定期間                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市長沼原勤労市民<br>プラザ | Fun Space・オーチャー共同<br>事業体<br>東京都新宿区西新宿3丁目2番26号<br>Fun Space株式会社<br>代表取締役 鈴木 茂 | 2019年4月1日から<br>2021年3月31日まで |
| 千葉市幕張勤労市民<br>プラザ  | 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号<br>オーチャー第1ビル<br>株式会社オーチャー<br>代表取締役 片野 忠彦                   |                             |

議案説明

千葉市長沼原勤労市民プラザほか1施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第132号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称     | 指定管理者                                         | 指定期間                        |
|-----------|-----------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市ふるさと農園 | 千葉市美浜区真砂3丁目3番7号<br>株式会社塚原緑地研究所<br>代表取締役 塚原 道夫 | 2019年4月1日から<br>2024年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市ふるさと農園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めます。